

公立大学法人富山県立大学学長選考規程

平成 28 年 3 月 30 日制定

令和6年5月9日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県立大学の学長(以下「学長」という。)の選考、任期および解任の申出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の理由および時期)

第2条 学長選考会議(以下「選考会議」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、学長予定者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠けたとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長予定者の選考は、前項第1号に該当する場合にあつては、原則として任期満了の3月前までに、同項第2号から第4号までに該当する場合にあつては、その事由の生じた後速やかに行うものとする。

(選考の公示)

第3条 選考会議が学長予定者の選考を行うことを決定したときは、選考日程を示して、その旨を公示する。

(選考の基準)

第4条 学長予定者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

(学長候補者の推薦)

第5条 学長の選考は、次の各号に定めるところにより推薦された学長候補者について行うものとする。

- (1) 公立大学法人富山県立大学定款(以下「定款」という。)第19条第1項に規定する経営審議会の学外委員(定款第19条第2項第3号に掲げる委員のうち任命の際現に学外者であった者(定款第14条第6項の規定により学外者とみなされた者を含む。)及び第4号に掲げる委員をいう。)による推薦。
- (2) 学長、理事並びに専任の教授、准教授、講師及び助教6名以上12名以内の連署による推薦。

2 推薦は次の各号に定める書類により行う。

- (1) 学長候補者推薦書(様式第1号)
- (2) 学長候補者履歴書(様式第2号)

- (3) 推薦同意書(様式第3号)
 - (4) 所信表明書(様式第4号)
 - (5) その他必要と認められた書類
- (学長予定者の選考)

第6条 選考会議は、第5条の規定により推薦された学長候補者に対して書類審査および面接を行い、当該学長候補者の中から学長予定者1人を選考する。

2 選考会議は、前項の規定により選考した学長予定者に対し、学長となる意思があることを確認するものとする。

(学長の任期)

第7条 学長の任期は4年とする。ただし、学長が任期の途中において欠けた場合又は解任された場合の後任の学長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 学長は再任されることができる。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

(解任申出の理由)

第8条 選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長に対して学長解任の申出を行うことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の遂行が適当でないため富山県立大学の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き職務を行わせることが適切でない認められるとき。
- (4) その他学長たるに適しないと認められるとき

(解任申出の手続)

第9条 経営審議会又は定款第23条第1項に規定する教育研究審議会から前条各号のいずれかに該当するものとして、選考会議に対して学長解任の要求があった場合には、選考会議は、これに十分な理由があると認められるか否かについて審議を行う。

2 前項に定めるほか、選考会議は、前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認める場合には、審議を行うことができる。

3 選考会議は、前2項の審議を行うに際して、学長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

4 選考会議は、第1項又は第2項の審議の結果、前条各号のいずれかに該当する十分な理由があると認めた場合には、理事長に対する学長解任の申出を議決する。

5 前項の規定により学長解任の申出を議決したときは、選考会議は、理事長に対して理由を付して学長の解任を申し出るものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長の選考及び解任の申出に関し必要な事項は、選考会議が定める。

附 則

この規程は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月9日から施行する。